

# きびしくなった規制

## 水質保全法の指定地域に

水質保全法で田子の浦港と、田子の浦港に流れこんでいる沼川や潤井川などの河川が10月1日から水域指定を受けました。したがって田子の浦港水系図(左図)の斜線を除いた部分に汚水を流している工場、事業場に水質基準が適用されます。水質基準は下の図と次の基準値であらわれ、特定施設を持つ工場などの排水が規制されます。

基準値は、シアン、有機リン、鉛の含有量が1ミリグラム、カドミウム含有量0.1ミリグラム、クロム(6価)、ヒ素の含有量が0.5

ミリグラム、アルキル水銀・総水銀は検出されないことと定められています。

この水質基準が工場、事業場などの排水などで守られているかどうかの取締りは、現在排水の種類に応じて所管が異なりますが、11月1日から県知事が代行することになります。

また、特定施設も排水の種類によって異なりますが、40業種に分けられています。なかでも市内の工場や事業場などに関係の深いものは次のとおりです。

・パルプ、紙または紙加工品製造業に使

われる施設で、温式皮むき機、碎木機、蒸留がま、漂白施設、抄紙施設など。

・医薬品製造業に使われる施設で、抗菌性物質製造施設の醗酵施設、動物性分抽出施設、合成施設。

・鉄鋼業に使用される施設で、洗炭施設、コークス炉ガスからタールおよびガス液を分離する施設、排ガス冷却洗浄施設、電気メソキ施設など。

・金属製品製造業に使われる施設で、酸またはアルカリによる洗浄施設、化成皮膜施設など。

なお、10月1日告示の水質基準は、田子の浦港水域で、上堀、中堀、下堀は規制を受けません、しかし駿河湾が指定水域になると、この河川の工場排水も同じように規制を受けます。また、岳南排水路は都市下水路の水質基準が適用されます。

工場または事業場から排出される水の水質基準

区 分	項 目	浮遊物質質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		適用の日または適用期間	
		日間平均	最 大		
昭和45年10月1日において既に設置されている工場または事業場(昭和45年10月1日において既に着工されているものを含む。)	東海道本線鉄橋より上流の潤井川に排水を排出するもの	40以下	50	昭和46年7月1日	
	その他の水域に排水を排出するもの	パルプまたは紙製造業に係るもの	1日の通常の排水量が100,000立方メートル以上のもの		昭和49年3月31日までは 80以下 95 昭和47年4月1日 70以下 90
			ケミカルパルプ製造施設を有するもの		150以下 180 昭和49年3月31日までは 100以下 120 昭和47年4月1日
	1日の通常の排水量が100,000立方メートル未満のもの	セミケミカルパルプ製造施設を有しないもの	1日の通常の排水量が50,000立方メートル以上100,000立方メートル未満のもの		100以下 120 昭和49年3月31日までは 70以下 90 昭和47年4月1日
			1日の通常の排水量が5,000立方メートル以上50,000立方メートル未満のもの		120以下 150 昭和49年3月31日までは 100以下 120 昭和47年4月1日
		1日の通常の排水量が5,000立方メートル未満のもの		150以下 180 昭和49年3月31日までは 120以下 140 昭和47年4月1日	
		その他の業種に係るもの		70以下 90 昭和46年7月1日	
	昭和45年10月1日の後において新たに設置されたまたは増設される工場または事業場(昭和45年10月1日において既に着工されているものを除く。)	パルプまたは紙製造業に属し、かつ、その設置または増設が中小企業近代化促進法(昭和38年法律第64号)第5条の2第1項の承認に係る中小企業構造改善計画に従って実施される構造改善事業の対象となったもの	70以下	90	昭和45年10月1日
		その他のもの	40以下	50	昭和45年10月1日

備考 1. この水質基準は、1日の通常の排水量が50立方メートル以上のものについて適用する。  
2. この表に掲げる項目に係る数値の検定は、日本工業規格K0102の10.2.1のAに掲げる方法によるものとする。

# 市政モニターを募集

申込みは11月10日までに企画調整部広報課へ

市民みなさんの市政に対する意見や要望などを幅広く聞き、市政に反映させ、行政をよりよくするために、市政モニター制度を設けました。市政モニターに応募される方は、次の要領で申込みを行なってください。

- 応募資格……・ 昨年の3月31日以前から市内に住んでいる満20歳以上の人。
- ・ 市政や地域開発の問題に深い関心を寄せ、熱意を持っている人。
- ・ 議会議員、市の行政委員、公務員など公職にたずさわっている人は除く。

- 申込み方法……・ 官製はがき(裏面)に、市政モニターと書きあわせて住所、氏名、年令、職業、性別、電話番号を記入する。
- ・ 申込みは11月10日まで。
- 申込み先……・ 富士市永田61番地の1 富士市役所企画調整部 広報課
- 募集人員……・ 50人(応募者のなかから年令、性別、地域などを考えて市長が委嘱)
- その他……・ 任期は委嘱の日から昭和46年3月31日まで。
- ・ 謝礼は2000円。

■ 祝祭日には国旗を掲げましょう。11月3日は文化の日。